

厚真町地域防災計画 別冊 4 厚真町津波避難計画 令和 8 年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考																																
10	第2章 第4節 1 <u>大津波警報発表時の避難対象地域は、津波浸水想定区域図に表す浸水区域とする。</u> 2 対象地域 <table><tr><th>地 区</th><th>避難対象地域</th></tr><tr><td>浜厚真地区</td><td>高規格道路以北を除く全域</td></tr><tr><td>厚和地区</td><td>道道鶴川厚真線以南の地域</td></tr><tr><td>共和地区</td><td>町道共和クラブ線以南の全地域</td></tr><tr><td>上厚真地区</td><td>道道上厚真苫小牧線以南かつ、厚真浜厚真停車場線以東の地域</td></tr><tr><td>鹿沼地区</td><td>道道鶴川厚真線以南の地域</td></tr><tr><td>共栄地区</td><td>厚真川堤防以東の堤防内の地域</td></tr><tr><td>富野地区</td><td>道道富野軽舞線以南の一部の地域</td></tr></table> ※津波警報の場合は別途示す。	地 区	避難対象地域	浜厚真地区	高規格道路以北を除く全域	厚和地区	道道鶴川厚真線以南の地域	共和地区	町道共和クラブ線以南の全地域	上厚真地区	道道上厚真苫小牧線以南かつ、厚真浜厚真停車場線以東の地域	鹿沼地区	道道鶴川厚真線以南の地域	共栄地区	厚真川堤防以東の堤防内の地域	富野地区	道道富野軽舞線以南の一部の地域	第2章 第4節 1 避難対象地域は、津波浸水想定区域図に表す浸水区域とする。 2 対象地域 <table><tr><th>地 区</th><th>避難対象地域</th></tr><tr><td>浜厚真地区</td><td>高規格道路以北を除く全域</td></tr><tr><td>厚和地区</td><td>道道鶴川厚真線以南の地域</td></tr><tr><td>共和地区</td><td>町道共和クラブ線以南の全地域</td></tr><tr><td>上厚真地区</td><td>道道上厚真苫小牧線以南かつ、厚真浜厚真停車場線以東の地域</td></tr><tr><td>鹿沼地区</td><td>道道鶴川厚真線以南の地域</td></tr><tr><td>共栄地区</td><td>厚真川堤防以東の堤防内の地域</td></tr><tr><td>富野地区</td><td>道道富野軽舞線以南の一部の地域</td></tr></table>	地 区	避難対象地域	浜厚真地区	高規格道路以北を除く全域	厚和地区	道道鶴川厚真線以南の地域	共和地区	町道共和クラブ線以南の全地域	上厚真地区	道道上厚真苫小牧線以南かつ、厚真浜厚真停車場線以東の地域	鹿沼地区	道道鶴川厚真線以南の地域	共栄地区	厚真川堤防以東の堤防内の地域	富野地区	道道富野軽舞線以南の一部の地域	消防庁 市町村に おける津波避難計 画策定指針に整合
地 区	避難対象地域																																		
浜厚真地区	高規格道路以北を除く全域																																		
厚和地区	道道鶴川厚真線以南の地域																																		
共和地区	町道共和クラブ線以南の全地域																																		
上厚真地区	道道上厚真苫小牧線以南かつ、厚真浜厚真停車場線以東の地域																																		
鹿沼地区	道道鶴川厚真線以南の地域																																		
共栄地区	厚真川堤防以東の堤防内の地域																																		
富野地区	道道富野軽舞線以南の一部の地域																																		
地 区	避難対象地域																																		
浜厚真地区	高規格道路以北を除く全域																																		
厚和地区	道道鶴川厚真線以南の地域																																		
共和地区	町道共和クラブ線以南の全地域																																		
上厚真地区	道道上厚真苫小牧線以南かつ、厚真浜厚真停車場線以東の地域																																		
鹿沼地区	道道鶴川厚真線以南の地域																																		
共栄地区	厚真川堤防以東の堤防内の地域																																		
富野地区	道道富野軽舞線以南の一部の地域																																		

厚真町地域防災計画 別冊 4 厚真町津波避難計画 令和8年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
15 ～ 16	第2章 第9節 避難の方法 避難は、地域の特性上、津波指定緊急避難場所及び津波指定避難所までは遠距離となり、また、市街地等からの避難支援が間に合わないことを考慮して、津波警報発表から避難を開始するまでの時間、避難する経路の道路状況に応じて住民等が避難方法を自ら判断し、車両による避難、徒歩による避難またはこれらの併用による避難方法により、津波指定緊急避難場所及び津波指定避難所または浸水想定区域外の安全な地域に避難するものとする。 <u>なお、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合には、交通渋滞等による逃げ遅れが生じないよう、津波到達予想時間も考慮し、地域による自動車利用の選定や避難経路の確保、駐車スペースの拡充など、地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ検討し、平時から避難訓練を行うなど住民等の円滑な避難の確保に努める。</u> 【車両による避難をする場合の判断要素】 1 道路の損壊、障害物による遮断、路面の液状化及び混雑等が無く、通行可能と判断される場合 2 鉄道踏切の遮断機が下りず通行可能な場合 3 避難行動要支援者など自力で避難することができない者を避難させる場合 4 要配慮者等が徒歩で避難することにより避難に多くの時間を要する場合 <u>大津波警報や津波警報発表中において、避難した指定緊急避難場所から別の場所へ移動することは可能な限り避けるべきではあるが、避難が長時間にわたり、健康上のやむを得ない事由等により、津波来襲のリスクを踏まえた上でも緊急的に移動が必要な場合には、津波の発生状況を確認するなど、最大限、避難者の安全を確保したうえで、津波リスクが低い安全な経路で移動するものとする。</u>	第2章 第9節 避難の方法 避難は、地域の特性上、津波指定緊急避難場所及び津波指定避難所までは遠距離となり、また、市街地等からの避難支援が間に合わないことを考慮して、津波警報発表から避難を開始するまでの時間、避難する経路の道路状況に応じて住民等が避難方法を自ら判断し、車両による避難、徒歩による避難またはこれらの併用による避難方法により、津波指定緊急避難場所及び津波指定避難所または浸水想定区域外の安全な地域に避難するものとする。 【車両による避難をする場合の判断要素】 1 道路の損壊、障害物による遮断、路面の液状化及び混雑等が無く、通行可能と判断される場合 2 鉄道踏切の遮断機が下りず通行可能な場合 3 避難行動要支援者など自力で避難することができない者を避難させる場合 4 要配慮者等が徒歩で避難することにより避難に多くの時間を要する場合	消防庁 市町村における津波避難計画策定指針に整合

厚真町地域防災計画 別冊 4 厚真町津波避難計画 令和 8 年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
16	第 2 章 第 10 節 後発地震 日本海溝・千島海溝沿いでは、巨大地震発生切迫性が高まっている。 これまでにMw 7.0 以上の先発地震が発生した後、さらに大きな後発地震が発生した事例は、これまでに 1963 年の択捉南東沖地震において、Mw 7.0 の地震が発生してから 18 時間後に Mw 8.5 の地震が発生、また、2011 年の東北地方太平洋沖地震において、Mw 7.3 の地震が発生してから 2 日後に巨大地震が発生した 2 事例確認されており、今後も同様の事象が発生する可能性がある。<u>また、2025 年 12 月 8 日にマグニチュード 7.5 の青森県東方沖地震が発生した際、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域内であり、マグニチュード 7.0 以上の地震であったことから、続けて大規模地震が発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと判断され、12 月 9 日に「北海道・三陸沖後発地震注意情報（以下、「後発地震注意情報」という。）」が、令和 4 年 12 月の運用開始後初めて発表された。</u> 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震及び津波では、広域かつ甚大な被害が想定されているが、津波浸水想定区域の地域住民一人ひとりの避難意識を高めることで、被害を大幅に軽減できる。 このため、一人でも多くの「人命を救う」ために、巨大地震の発生可能性が高まっている際に、巨大地震への注意を促す情報を発信し、揺れへの備えや津波から迅速に避難するための備えを呼びかけるものとする。	第 2 章 第 10 節 後発地震 日本海溝・千島海溝沿いでは、巨大地震発生切迫性が高まっている。 これまでにMw 7.0 以上の先発地震が発生した後、さらに大きな後発地震が発生した事例は、これまでに 1963 年の択捉南東沖地震において、Mw 7.0 の地震が発生してから 18 時間後に Mw 8.5 の地震が発生、また、2011 年の東北地方太平洋沖地震において、Mw 7.3 の地震が発生してから 2 日後に巨大地震が発生した 2 事例確認されており、今後も同様の事象が発生する可能性がある。 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震及び津波では、広域かつ甚大な被害が想定されているが、津波浸水想定区域の地域住民一人ひとりの避難意識を高めることで、被害を大幅に軽減できる。 このため、一人でも多くの「人命を救う」ために、巨大地震の発生可能性が高まっている際に、巨大地震への注意を促す情報を発信し、揺れへの備えや津波から迅速に避難するための備えを呼びかけるものとする。	令和 7 年 12 月 9 日に発表された北海道・三陸沖後発地震注意情報を追記

厚真町地域防災計画 別冊 4 厚真町津波避難計画 令和8年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
22	第4章 第1節 4 避難指示の発令 (1) 避難指示の発令は、基準に該当する事象を認知し、津波注意報の場合は非常警戒本部長（副町長）、津波警報または大津波警報の場合は、災害対策本部長（町長）の判断・指示により、ただちに避難指示を発令するものとする。 (2) 本部長（町長）が不在または連絡が取れない場合は、副本部長（副町長・教育長）、総括部長（総務課防災担当参事）の順で代行するものとする。 <u>(3) 我が国から遠く離れた場所で発生した地震や火山噴火等に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。町は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて避難指示の発令を検討する。</u>	第4章 第1節 4 避難指示の発令 (1) 避難指示の発令は、基準に該当する事象を認知し、津波注意報の場合は非常警戒本部長（副町長）、津波警報または大津波警報の場合は、災害対策本部長（町長）の判断・指示により、ただちに避難指示を発令するものとする。 (2) 本部長（町長）が不在または連絡が取れない場合は、副本部長（副町長・教育長）、総括部長（総務課防災担当参事）の順で代行するものとする。 <u>(新規)</u>	消防庁 市町村における津波避難計画策定指針に整合
23	第4章 第2節 2 避難指示の解除 警報・注意報が解除され、安全が確保されている状態を確認できた時点で、本部長の判断・指示により、避難指示を解除するものとする。 <u>なお、津波警報等が解除され災害が発生する恐れがなくなったにもかかわらず避難指示の発令を継続している場合、公共交通機関の運行再開等に支障が生じる可能性があることを十分に理解した上で、被害が確認されない場合等には速やかに避難指示を解除することに留意する。</u>	第4章 第2節 2 避難指示の解除 警報・注意報が解除され、安全が確保されている状態を確認できた時点で、本部長の判断・指示により、避難指示を解除するものとする。	消防庁 市町村における津波避難計画策定指針に整合

厚真町地域防災計画 別冊 4 厚真町津波避難計画 令和 8 年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
25	第 6 章 <u>季節に応じた対策</u>	第 6 章 <u>積雪・寒冷地対策</u>	対策に暑熱対策を含めるため標題を変更
25	第 6 章 第 2 節 避難対策、避難施勝環境の確保 積雪等による孤立集落の把握、避難所の暖房設備、暖房用燃料の確認及び暖房器具、採暖用消耗品等の備蓄状況を把握して、災害に直ちに利用可能な状態にしておくものとする。 <u>避難が長時間にわたることも想定し、指定緊急避難場所の熱中症対策及び防寒対策として、テントや飲料水、冷却剤、防寒具、非常食、簡易トイレなどの備蓄品を可能な範囲で備えることや、防災東屋や防災コンテナなどの施設整備を検討する。</u> <u>なお、遠地津波の場合は津波が到達するまでに一定の時間を有することから、避難時に個人で飲料水や体を冷やす冷却グッズ、体を温める防寒グッズなど備蓄品を用意した非常持ち出し袋の携帯を呼びかけるなど自助を促すことも効果的である。</u> <u>また、指定緊急避難場所は一時的避難が目的であり、長時間の滞在は想定していないため、避難者の救助等の観点から避難者を把握することも重要である。無線機やトランシーバー、衛星電話などの設置や、監視カメラ、ドローンなどのデジタルツールの活用などにより、避難者の把握に努めるものとする。</u>	第 6 章 第 2 節 避難対策、避難施勝環境の確保 積雪等による孤立集落の把握、避難所の暖房設備、暖房用燃料の確認及び暖房器具、採暖用消耗品等の備蓄状況を把握して、災害に直ちに利用可能な状態にしておくものとする。	消防庁 市町村における津波避難計画策定指針に整合
26	第 7 章 第 2 節 避難行動要支援者を含む要配慮者の避難対策 <u>要配慮者のうち自ら避難することが困難である避難行動要支援者の災害発生直後の避難支援は、</u> 地域における住民の協力による方法が効果的と考えられる。あらかじめ避難支援等関係者に提供する避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、自治会・自主防災組織等の地域住民や地域の支援ネットワークが協力しながら、自力で避難できない避難行動要支援者の避難誘導を行う。	第 7 章 第 2 節 避難行動要支援者の避難対策 災害発生直後の避難行動要支援者の避難支援は、地域における住民の協力による方法が効果的と考えられる。あらかじめ避難支援等関係者に提供する避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、自治会・自主防災組織等の地域住民や地域の支援ネットワークが協力しながら、自力で避難できない避難行動要支援者の避難誘導を行う。	消防庁 市町村における津波避難計画策定指針に整合

厚真町地域防災計画 別冊 4 厚真町津波避難計画 令和 8 年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
26	第 7 章 第 4 節 広域避難などの多様な避難者への対応 <u>令和 7 年のカムチャツカ沖の地震及び青森県東方沖地震に伴う津波避難対応では、近隣市町村の住民や町内事業所からの避難者が本町の避難所に来訪した。住民以外の避難者が発生することは想定していたものの、その人数が想定を大きく上回ることが新たな課題として顕在化した。</u> <u>津波避難においては、本町住民のみならず、近隣市町村からの広域避難者や通勤・通学者、観光客など不特定多数の来訪者が避難所に集中する可能性があることから、住民・住民以外を問わず避難者の氏名・人数・連絡先等を迅速に把握できる受付体制の整備に努める。また、想定を超える避難者が集中した場合に備え、補完的な避難スペースの確保など、収容体制の充実に努める。また、地理不案内な来訪者に対しても避難場所・避難経路に関する情報が迅速に届くよう、情報提供体制の整備に努める。</u> <u>広域避難への対応に当たっては、近隣市町村や関係機関との連携が必要であり、避難者の受け入れ規模や役割分担について平時からの情報共有・協議を進め、広域避難が生じた際に円滑な対応が図れるよう連携体制の構築に努める。</u>	(新規)	令和 7 年 7 月カムチャツカ半島沖地震・津波対応及び令和 7 年 12 月青森県東方沖地震・津波対応の成果を反映
27	厚真町津波避難計画の沿革 平成 2 6 年 5 月 全面改訂時に「津波避難計画策定指針（平成 2 4 年 6 月北海道）」に基づき、厚真町地域防災計画の第 7 章として作成 令和 5 年 2 月 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に伴い、令和 3 年 7 月北海道が公表した北海道太平洋沿岸の津波浸水想定に基づき、計画を見直し。 令和 6 年 3 月 津波防災地域づくり推進計画策定に伴い、計画を見直し。 <u>令和 8 年〇月 市町村における津波避難計画策定指針改正に伴い、計画を見直し。</u>	厚真町津波避難計画の沿革 平成 2 6 年 5 月 全面改訂時に「津波避難計画策定指針（平成 2 4 年 6 月北海道）」に基づき、厚真町地域防災計画の第 7 章として作成 令和 5 年 2 月 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に伴い、令和 3 年 7 月北海道が公表した北海道太平洋沿岸の津波浸水想定に基づき、計画を見直し。 令和 6 年 3 月 津波防災地域づくり推進計画策定に伴い、計画を見直し。	令和 8 年度修正に伴う修正